

地方独立行政法人山梨県立病院機構の各事業年度に係る業務実績に関する評価基準（案）

地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会
平成 2 2 年 月 日 決定

地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）は、地方独立行政法人山梨県立病院機構に係る評価の基本的な考え方（平成 2 2 年 7 月 2 8 日山梨県地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会決定）に基づき、以下に示す評価方法により実施する。

1. 評価の趣旨

この評価は、各事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を行うことで、法人の業務の質の向上や業務運営の改善及び効率化に資するとともに、法人の業務運営の状況について、県民への説明責任を果たすものとする。

2. 評価の方法

評価は、評価委員会が法人から提出された各事業年度における「業務実績報告書」をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績の調査及び分析を行い、「項目別評価」と「全体評価」により実施する。

(1) 業務実績報告書

法人は、業務実績報告書に年度計画に記載した事項ごとの業務の実績や過年度実績等との比較、計画達成に向けた取組の状況や今後の課題などを記述し、中期計画の項目ごとに別表の評価基準に従って自己評価を行い、これを業務実績報告書（様式 1）に併せて記載し、評価委員会に報告する。

(2) 項目別評価

評価委員会は、中期計画の項目ごとに法人の自己評価結果と業務実績報告書の内容について調査及び分析を行い、別表の評価基準に従って評価を実施し、これを業務実績評価書（様式 2）にまとめる。また、特筆すべき点や遅れている点等があるときは、その状況を記述する。

(3) 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、次の観点から、中期計画の達成状況等を総合的に判断して記述による評価を実施し、これを業務実績評価書（様式 2）にまとめる。

< 観点 >

- ① 総評
- ② 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - ・ 医療の提供
 - ・ 医療に関する調査研究
 - ・ 医療に関する技術者の研修
 - ・ 医療に関する地域への支援
 - ・ 災害時における医療救護
- ③ 業務運営の改善及び効率化並びに財務状況に関する事項
- ④ その他業務運営に関する事項

3. 評価日程及び提出書類

(1) 業務実績報告書の提出【6月末】

法人は、各事業年度終了後 3 ヶ月以内に、別に定める業務実績報告書（様式 1）を評価委員会に提出する。

(2) 評価の実施【7月】

評価委員会は、法人からのヒアリング等を踏まえて報告書の内容を調査及び分析し、審議を通じて、項目別評価及び全体評価を取りまとめ、別に定める業務実績評価書（様式 2）の原案を作成する。

(3) 評価の決定【8月】

評価委員会は、法人に業務実績評価書（様式 2）の原案を提示するとともに、意見申立ての機会を付与し、法人からの意見を踏まえて、これを決定する。

(4) 業務実績評価結果の通知及び報告並びに公表【8月】

評価委員会は、業務実績評価書（様式 2）が確定した際は、これを法人に通知し、知事に報告するとともに、県ホームページにおいて公表する。

4. その他

この基準は、必要に応じて、評価委員会で協議し、改正することができる。

<別表：評価基準>

評価		説明
S	当該事業年度における中期計画の実施状況が特に優れている	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を大幅に上回っている場合で、次の条件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的目標が定められている場合で、目標の水準を大幅に上回る実績や成果がある。 ・ 定量的目標が定められていない場合で、実績や成果が卓越した水準にあると認められる。 ・ 県政や県民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績や満足度を実現している。
A	当該事業年度における中期計画の実施状況が優れている	業務実績が、中期計画実現のための目標を上回っており、S評価に該当しない場合
B	当該事業年度における中期計画の実施状況が順調である	業務実績が、中期計画実現のための目標を概ね達成している場合
C	当該事業年度における中期計画の実施状況が劣っている	業務実績が、中期計画実現のための目標を下回っており、D評価には該当しない場合
D	当該事業年度における中期計画の実施状況が著しく劣っており、大幅な改善が必要	<p>業務実績が、中期計画実現のための目標を下回っており、次の条件に該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的目標が定められている場合で、目標の水準を大幅に下回っていることが明らかである。 ・ 提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵が認められる。

※備考

上記の説明は、あくまで目安であり、実績や成果の水準に加え、計画の難易度、外的要因、取組の経緯や過程を総合的に勘案して評価する。